

【 観光農園（収穫体験）にご協力いただける方を募集しています 】

市では毎年、生産者の皆様のご協力のもと、「じゃがいも」や「とうもろこし」等の収穫体験事業を実施しています。

収穫体験は、市民が地元産農産物の魅力や農業の楽しさを体験できるほか、採れたての美味しさを味わうことにより、市民に農業への理解を深めていただくことのできる貴重な機会となっています。



とうもろこし収穫体験



じゃがいも収穫体験

生産者にとっても、収穫や出荷作業の手間を一部省略できたり、販売価格に体験費用を上乗せすることで収益が期待できるほか、消費者と直に交流できる等のメリットがあります。

これまで収穫体験をやったことが無い方も、是非試してみたいはいかがでしょうか。

新たに観光農園をご検討される場合は、産業支援課までお気軽にご相談ください。

○各団体で総会が開催されました

・坂下土地改良区環境保全組合

4月6日（土）、令和5年度総会及びアグリパーク周辺の清掃活動が実施されました。

感染対策のための制限もほぼなくなったことで多くの組合員さんが参加し、除草やゴミ拾いをしながら交流を行いました。



・和光市農業後継者倶楽部

4月15日（月）、農業後継者倶楽部の総会が、あさか野農協和光支店の会議室で実施されました。

令和6年度の新たな会長には鳥飼純一さんが就任し、次のとおり役員の新体制が承認されました。



会 長	鳥 飼 純 一（大 一）	副会長	石 田 裕 輔（西 本 村）
副会長	田 中 陽 平（西 本 村）	会 計	服 部 雄 大（新 生）
書 記	大 熊 亨（新 生）	監 事	加 藤 晴 久（二軒新田）

農業振興担当：TEL048-424-9115 FAX048-464-1192



【 家屋の現況調査を実施しています 】

現在、課税課資産税担当では家屋課税台帳と現地状況との照合作業を行っています。
次の3つの要件を全て満たすものは、固定資産税の課税対象家屋です。

固定資産税上の家屋要件

土地 定着性	具体的には「基礎が施工されている」状態をいい、モルタル等で地面に直接施工された場合や、コンクリートブロックを並べ全体的に接合された場合を含みます。 ただし、コンクリートブロックを四隅に置いてあるだけのものや、地面に直に置かれた物置等は含みません。
周壁性	屋根があり、おおむね3方向以上を壁に囲まれていて、独立して風雨をしのげる状態をいいます。地下倉庫についても構造上、周壁性があるとみなします。
用途性	建物の目的とする居住、作業、貯蔵等の用途に使用できる状態をいいます。

3要件を全て満たす家屋は、建築確認や登記の有無・築年・床面積に関わらず固定資産税の課税対象です。車庫・物置及び農業用倉庫などのプレハブ工法の建物についても同様です。

調査の結果、課税対象となった場合は、地方税法の規定に基づき最大5年間遡って税額を修正する事があります。

当該家屋をお持ちの方には通知文でお知らせしますので、調査へのご協力をお願いします。要件を満たす家屋を建てた際は、随時課税課資産税担当までご連絡ください。



課税課 資産税担当：048-424-9103（直通）

【 和光市都市農業支援事業補助金 】

農業用機械や有機質肥料などの購入費用の一部を助成する「都市農業支援事業補助金」について、出荷用梱包材やマルチ、有機質肥料などは、認定農業者でなくても申請できます。活用を検討中の方はお早めにご相談ください。

相談・申請は
お早めに！



申請時にご用意いただくもの：

製品のパンフレット（メーカーweb サイトの商品ページを印刷したものも可）、見積書、納税証明書（令和5年度分市民税（市役所課税課で発行できます））

購入後にご用意いただくもの：

領収書の写し、購入した物の写真



補助メニューなど詳しくは下記担当までご相談ください。

農業振興担当：TEL048-424-9115 FAX048-464-1192

【 土砂流出後の対処をお願いします 】

台風や線状降水帯による大雨が降ると、大量の雨水や強風により、畑の土砂が道路や近隣住宅に流れ込むことがあります。

農地を所有する皆様には、雨が止んだ後の所有農地確認や流出土砂の片付け等のご協力をお願いします。

■主な土砂流出対策

- ◎土留めを高めに設置する
- ◎リュウノヒゲ等、土砂流出防止作物を植える
- ◎道路の境界付近は耕作しない
- ◎トラクター等で畑から出る際に道路に土を落とさない、落とした際は清掃する。



あなたの農業機械 狙われています！

農機盗難の被害分析

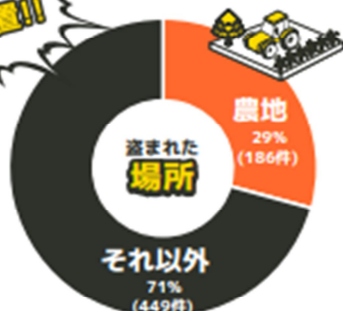
2022年における
全国の被害状況(※)
142件

発生要因

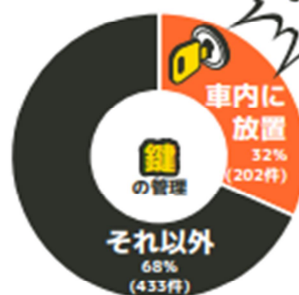
農業機械の盗難被害は…

- ① 機械が**“農地に放置”**された状態で29%
- ② 機械に**“鍵が付いた”**状態で32%も盗まれています!!

被害者の約3割は
農地に放置!!

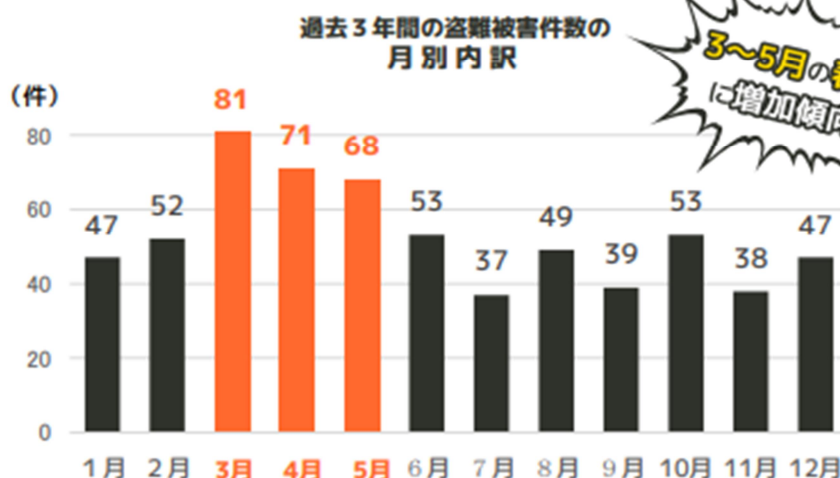


被害者の約3割は
キーを放置!!



発生時期

農業機械の盗難被害は、**3～5月に増加傾向**にあるため
春先は特に注意!



**3～5月の春先
に増加傾向!**

資料：警察庁の協力を得て、農林水産省にて分析。

注：「キーあり」とは、エンジンキーがイグニッションスイッチに差し込まれ、又は運転席若しくはその周辺に放置されていたもの。

STOP! 農業機械の盗難被害!! 営農に不可欠な機械を守りましょう!!